

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月21日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第58号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区国民健康保険条例施行規則（昭和35年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（書類の公告）

第2条 この規則に定める書類の公告は、杉並区のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該措置に代えて杉並区役所の門前掲示場に掲示して行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。